

法学部法学科 カリキュラムマップ

記号の意味
 ◎:学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○:学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △:学修成果を上げるために履修することが求められる科目

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	法的知識の獲得		多面的な調査・分析能力		コミュニケーション能力
		必修	選択				① 法学の基本科目を学習し、その基礎的知識を修得している	② 法学の応用発展科目を幅広く学習し、その基礎的知識を修得している	① 現代社会の法問題を考察するために必要な学説や判例などの法的資料の調査を行うことができる	② 現代社会の法問題を解決するために、多様な視点から法的分析を加えることができる	他者との議論を通じて、他者の意見を理解し、自らの法的な見解を述べることができる
LG0101	法学・憲法入門	2		1	法学・憲法入門では、法学部で法律学を学ぼうとする者に必要な知識と憲法の基本構造を学ぶ。まず、法学入門においては、法とは何か、法の成立と種類、そして法の解釈方法などを扱う。次に、憲法入門では、憲法とは何か、憲法の目的や、基本的人権と統治機構などを扱う。	法についての基礎的な知識や考え方や憲法の基礎概念と構造を理解し、秋学期以降の専門科目の学習に必要な基礎力をつける。	◎		○		
LG0102	民法入門	2		1	民法は、条文数が多く、学ぶ内容も多い科目です。本講義では、民法の各領域(科目)における基礎的な説明を通して民法の概略を学びます。これにより、民法の全体像を掴み、今後民法の各科目を履修する際により円滑に授業内容が理解できるようになります。	民法の全体像について大まかな理解、及び民法上の各制度について基本的な理解が出来るようになること。	◎			○	
LG0103	刑法入門	2		1	いわゆる「刑法」には、刑法典や刑事訴訟法のほか、犯罪の原因や再発防止策を議論する刑事政策が含まれます。この授業は、各種のニュースや新聞報道も取り上げながら、犯罪をめぐる社会現象を法的視点から考えるためのものです。	犯罪と刑罰をめぐる社会現象に関心をもつとともに、刑法の基本的思考を身につける。	◎		◎	◎	△
LG0104	政治学入門	2		1	政治学の基礎について学修する。政治的なものの概念や政治の分析方法などを解説するとともに、より専門的な政治学の理解に向けた手掛かりを与えるため、政治理論と現実の政治、および政治思想と現実の政治とを関連付けながら、私たちを取り巻く身近な政治現象を多角的に検討する。	政治学の基礎を理解するとともに、身近な政治現象を踏まえながら、現代政治を自分なりに分析することができる。	◎	◎			△
LG1101	憲法 1 a	2		1	本格的に実定法である日本国憲法を構成する基本的人権の部分を体系的に学ぶ。ここでは、日本国憲法の基本的人権の枠組みと基本的概念を学ばせ、基本的人権の鳥瞰図をイメージできるようにする。また、判例を取り上げることで、抽象的な概念を具体的な事例の中で具体化していく。	日本国憲法の基本的人権を体系的にとらえ、基本的人権が現実の社会でどのように扱われているか理解できる。	◎		○		
LG2101	憲法 1 b	2		2	日本国憲法を構成する総論・統治機構の部分を、体系的かつ網羅的に学ぶ。憲法の総論と統治機構についても、できるだけ判例を取り上げて、具体的事例を通じて憲法の原理や統治制度を体系的に理解し、実社会で生起する様々な憲法問題を正確に理解させる。	日本国憲法の諸原理と統治機構を体系的にとらえ、基本的人権の保障のために、憲法が国家作用を制御していることを理解することができる。	◎		○		
LG2301	憲法 2	2		2	憲法 1aと1bの履修を前提として、日本国憲法を構成する基本的人権と総論・統治機構のうち学説や判例において争いのある点、また、憲法典の中で特に重要な論点を取り上げる。この授業科目では、できるだけ判例を取り上げ、具体的事例を通じて論じる。	日本国憲法の基本的人権の保障と統治機構の重要論点を、学説や判例とともに理解し、説明することができる。	◎		○	○	
LG3301	憲法特講	2		3	憲法の基本的人権や総論・統治機構の理解を前提として、公務員行政職(県庁・市町村職員、国家公務員)を志望する者に対して、採用試験に必要な憲法の知識を確認し、その定着を図る。授業の前半では、憲法の択一試験の解答、講義の後半では、法学一般の過去問に加えて、法学・憲法の記述式問題の解答方法を学ぶ。	公務員採用試験に必要な基本的人権や統治機構などの憲法や法学についての基礎知識を体系的に身につけることができる。	◎			○	△
LG2302	行政法総論 1	2		2	本講義では、まず行政を担う国や地方公共団体の組織についての規律(行政組織法)を取り上げる。その後、行政の作用に関する規律(行政作用法)のうち、行政の基本原則や行政の行為形式等を学ぶ。そして、まちづくり、廃棄物処理、社会保障を取り上げ、実際の行政活動を通じて、行政組織法、行政作用法の理解を深める。	①行政組織と権限について理解できる。②法律による行政の原理や侵害留保の考え方について理解できる。	○	◎			△
LG2303	行政法総論 2	2		2	本講義では、行政法総論1の理解を前提に、行政作用法のうち行政法総論1において取り上げない事項を学ぶ。特に従来以上に重要性の高まっている行政における適正手続あるいは行政活動における実効性の確保の手段の習得を図る。さらば、情報公開制度や個人情報保護制度等、行政における情報の収集を学ぶ。	①行政における適正手続及び実効性確保の手段について理解できる。②行政情報の適正な管理について理解できる。	○	◎			△
LG3302	行政救済法 1	2		3	本講義は、行政救済法の領域の内、国家賠償(国家賠償法、損失補償、「国家賠償の谷間」などに関連する事項)の範囲を取り扱う。本講義は、行政法上の救済が必要となる局面において、行政救済に関する金銭的な解決を目指す国家賠償を対象とする。	国家賠償法の基礎理論について、基本的な判例を元に説明する能力の取得を目標とする。	◎	◎	○	○	△
LG3303	行政救済法 2	2		3	本講義は、行政救済法の領域の内、行政争訟(行政不服審査および行政事件訴訟)の範囲を取り扱う。本講義は、行政法上の救済が必要となる局面において、行政活動の是正を目指す行政争訟を対象とする。	行政争訟に関する基本理論について、基本的な判例を例示しながら説明する能力の取得を目標とする。	◎	◎	○	○	△
LG3304	地方自治法	2		3	地方自治法は、地方公共団体の活動の基本となる法律である。地方公共団体の組織について、地方公共団体の長と議会の二元代表制を規定するとともに、住民が直接地方公共団体の運営に参加する方法を規定している。本講義では、地方公共団体の果たす役割、議会や長等の各機関の権限等について学ぶ。	①地方自治制度の目的が理解できる。②地方公共団体の長、議会、住民が果たす役割が理解できる。	○	◎			△
LG3305	租税法	2		3	租税は、国・地方公共団体が国民に提供する諸々の公共サービスのための資金を調達するために存在している。租税法は、その調達の方法やルールを定める法律である。本講では、まず租税の体系を概観したうえで、その内容と論点について学習する。	租税法の仕組みと考え方の基本、基礎となる法的なもの考え方、不服申立制度・裁判制度等について身につけることができる。	○	◎			△
LG3306	行政法特講	2		3	本講義は、各種国家公務員試験、地方上級試験(県庁、政令市)や市役所上級試験等の合格に必須となる問題演習等を通じて、行政法の取得を目指す。	行政法や地方自治法に関連する基本的な問題を適切に回答することができる能力の取得を目指す。	◎	◎	○	○	△
LG1102	民法総則 1	2		1	市民社会また自由主義経済の基本ルールである「民法」の第一編「総則」を扱い、民法全体の通則、また財産法部分の総則としての内容を理解していく。特に、日常生活また就職後の仕事で日々触れる「契約」の基本ルールとしての「民法総則」の役割を実例に即して講じていく。	「行為能力・物・法律行為・意思表示・代理・無効と取消・時効」などの法制度を自分のことばで説明できるようになる。	◎			△	
LG1103	民法総則 2	2		1	民法総則1で得た法制度の知識をもとに、それぞれにおける課題、条文適用、解釈方法、解決までの考察の筋道を、具体的な「判例」を材料として学修していく。「法律行為」は債権、「物・取得時効」は物権、「人」は親族・相続、「法人」は会社法とのつながりも意識しつつ講じていく。	意思表示・代理・時効などの判例学修により、課題解決に向けた基礎的調査・分析と、結論への筋道の論理的説明ができるようになる。	◎		○		
LG2102	物権法	2		2	所有権をはじめとする物権は物を支配する権利であるがそれらの物権の性質・物権の特徴を紹介し、その理解を前提として物権変動論議の理解を図る。物の取引安全に関する基本的な知識取得を目指す。	物権の特質をよく理解し、物権変動における公示の原則・対抗問題について理解し、物の取引のルールを把握する。	◎	◎			
LG2103	債権法総論 1	2		2	人に対して一定の行為を要求する権利である「債権(債務)」について、契約等によって債権が発生した後の法的な取扱いについて学びます。債権法総論1では、最初に債権の基本的な性質について学び、そのうえで債権(債務)が実現されなかった際にどうなるか(「債務不履行」ということや、債権回収について学びます。	本講義で扱う各法制度について基礎的な理解、及びそれらの制度に関する基本的な学説や判例が理解できるようになること	◎	◎	○	○	

法学部法学科 カリキュラムマップ

記号の意味
 ◎: 学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○: 学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △: 学修成果を上げるために履修することが求められる科目

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	法的知識の獲得		多面的な調査・分析能力		コミュニケーション能力
		必修	選択				① 法学の基本科目を学習し、その基礎的知識を修得している	② 法学の応用発展科目を幅広く学習し、その基礎的知識を修得している	① 現代社会の法問題を考察するために必要な学説や判例などの法的資料の調査を行うことができる	② 現代社会の法問題を解決するために、多様な視点から法的分析を加えることができる	他者との議論を通じて、他者の意見を理解し、自らの法的な見解を述べることができる
LG2304	債権法総論 2		2	2	人に対して一定の行為を要求する権利である「債権(債務)」について、契約等によって債権が発生した後の法的な取扱について学びます。債権法総論2では、債権・債務の消滅に関する法制度及び債権者・債務者の変更に關する法制度について学びます。	本講義で扱う各法制度について基礎的な理解、及びそれらの制度に關する基本的な学説や判例が理解できるようになること	◎	◎	○	○	
LG3307	債権法各論 1		2	3	現代の社会生活において根幹をなす制度の1つである「契約」について、民法がどのようなルールを定めているか、それらのルールはどのような考えにもとづいて作られているのか、関係者の利害をどのように調整しているのかなどを、身近な事例をとらえて学習する。	契約法のルールの内容、仕組み、趣旨等を理解し、契約に關する利害対立の解決方法を考えることができる。	○	◎		◎	
LG3308	債権法各論 2		2	3	民法の財産法分野を締めくくる第三編 債権の第3～5章「事務管理・不当利得・不法行為」を扱う。「事務管理・不当利得」は契約を補完する法制度として理解していく。「不法行為」は「契約」と並ぶ民法上の二大事象だが、条文数は少なく、判例・学説の進展、比較法分析を交えていき、民法研究のアプローチも含めた講義とする。	事務管理・不当利得・不法行為を自分の言葉で説明し、新たな課題の解決に向けた調査分析と、自らの見解表明が論理的にできるようになる。	○		◎		△
LG2305	担保法		2	2	民法の物権編後半部である、担保物権、留置権・抵当権・質権・先取特権の順で学習する。特に抵当権は重要であるので深く学ぶ。	担保の意義を理解し、特に抵当権の構造・問題を理解する。	◎	◎			
LG3309	親族法		2	3	夫婦や親子などの家族関係について、現在の民法がどのようなルールを定めているのかを学習し、その理解をもとに、家族関係が多様化している現代社会において、民法のルールからどのような問題が生じているか、それらの問題をいかにして解決すべきかを考察する。	家族関係を法的な視点から眺めることができるとともに、家族に關する現代的な法律問題について考察をすることができる。	○	◎		◎	
LG3310	相続法		2	3	相続について民法がどのようなルールを定めているか、それらのルールはどのような考えにもとづいて作られているのかを学習するとともに、社会の変化にもなつて相続の場面においてどのような問題が生じているか、それらの問題をいかにして解決すべきかを考察する。	相続法のルールの内容、仕組み、趣旨等を理解できるとともに、相続に關する現代的な法律問題について考察をすることができる。	○	◎		◎	
LG3311	民法特講		2	3	民法の各分野の基本知識を習得していることを前提として、択一問題・試験過去問を検討し、応用力・理解力をさらに高める科目である	公務員試験の専門試験に対応できる知識力・解題力を獲得する	◎	◎			
LG3312	民事訴訟法		2	3	民事訴訟とは、私法上の権利義務や法律関係をめぐる私人間の紛争を裁判所が法的に解決するための公権的強制的な紛争解決制度である。本講義では、民事訴訟の手続について定める「民事訴訟法」の基礎理論と基本的な手続の流れについて学修する。	民事訴訟手続の基本構造や民事訴訟法の専門用語を理解し、体系的な知識を修得することができる。	○	◎			
LG3313	民事執行・保全法		2	3	本講義では、私法上の権利を実現するための手続である民事執行法について学修する。その中でも、特に強制執行手続を中心に扱う。また、民事保全法についても簡単に説明する。	権利の強制的実現手続としての民事執行・保全について、全体の基本的構造および手続の流れを理解できる。	○	◎			
LG3314	倒産法		2	3	倒産手続とは、倒産状況に陥つた会社や個人の財産関係を、多様な利害を適切に調整しながら処理する手続である。本講義では、多様な倒産手続のうち、破産、民事再生、会社更生の主要な3手続を取り上げ、それぞれの手続の流れや相違点を学ぶとともに、倒産手続の全体像を俯瞰する。	倒産手続の全体の流れおよび倒産手続を支える基本理念を理解する。	○	◎			
LG2306	商法総則・商行為法		2	2	商法総則・商行為法は、商法の総論部分と商行為法の内容を概説する科目である。本講義では、「商法の意義と特色」「商人と商行為の概念」「商法総則の諸制度」「商行為の通則」等について概説する。	「商法の意義と特色」「商人と商行為の概念」「商法総則の諸制度」「商行為の通則」等について説明できるようになる。	◎	◎	△	△	
LG2307	会社法 1		2	2	会社法1は、会社法2とあわせて、会社法全体の内容を概説する科目である(会社法1が前半部分、会社法2が後半部分)。会社法1では、会社法の内容のうち、「会社の概念」「会社の種類」「株式会社の設立」「株式」について概説する。	「会社の種類とその異同」「株式会社の設立手続」「株式に關する諸制度」について説明できるようになる。	◎	◎	△	△	
LG3315	会社法 2		2	3	会社法2は、会社法1とあわせて、会社法全体の内容を概説する科目である(会社法1が前半部分、会社法2が後半部分)。会社法2では、会社法の内容のうち、「株式会社の機関」「株式会社の監査制度」「株式会社の資金調達」等について概説する。	「株式会社の機関に關する諸制度」「株式会社の監査制度」「株式会社の資金調達に關する諸制度」等について説明できるようになる。	◎	◎	△	△	
LG2308	手形法・小切手法		2	2	手形や小切手に加え、電子決済および暗号資産など支払・決済に關する法令や判例を学んでいきます。手形・小切手のトラブルに關する類型は判例法理や学説で出尽くし感があるものの、これらの制度を学ぶことは、手形法・小切手法のみならず、民法の債権法等の基礎や法的な考え方を学ぶことが可能です。	手形法・小切手法の決済機能の学習を通じて、近時のデビット等の電子決済や暗号資産の普及を発展的に理解する。	◎	○	△	△	△
LG3316	金融商品取引法		2	3	株式市場という「投資」や「投機」といった言葉が思い浮かび、自分には無関係だと思いがちかもしれませんが、しかし、年金や銀行預金など私たちの様々な資産が間接的に株式市場に投資されています。資産を運用する市場参加者と企業が株式市場にどう接していくのか、そのルールと制度を詳しく学習していきます。	近時、有価証券報告書虚偽記載を理由とした事件が多く発生しています。金商法がこうした違反行為をどう規律しているのかを理解することを目標とします。	△	○	◎	◎	○
LG3317	保険法		2	3	保険法は、保険法上の制度について概説する科目である。本講義では、「保険制度の仕組み」「保険契約(損害保険契約・生命保険契約)をめぐる法的問題」等について概説する。	「保険制度の仕組み」「保険契約(損害保険契約・生命保険契約)をめぐる法的問題」等について理解する。	○	◎			
LG1104	刑法総論 1		2	1	犯罪の構成要素と刑罰の種類について、その理論的な枠組みと本質を理解するとともに、実際の事件に対して、刑法の条文を正しく「理解」して、これを「適用」するための能力を養うものです。	重要な学説や判例を正しく理解して、自分が正しいと思う結論に至った理由・根拠を示すことができる。	◎		◎	◎	△
LG2104	刑法総論 2		2	2	刑法総論1に引き続いて、犯罪の成立要件である責任論や未遂論、さらに、共犯論について説明します。刑法総論は抽象的な議論も多いのですが、なるべく具体例を用いて分かりやすく説明します。	重要な学説や判例を正しく理解して、自分が正しいと思う結論に至った理由・根拠を示すことができる。	◎		◎	◎	△
LG2309	刑法各論 1		2	2	「刑法総論」がすべての犯罪に共通する問題を扱うのに対して、「刑法各論」では各犯罪固有の問題や各犯罪相互の関係など、個別具体的な犯罪類型に關する問題を対象とする。本講義は、生命・身体に對する罪から財産犯の前半部分(窃盗罪まで)を扱う。理論的な問題に合わせて、重要判例を紹介しつつ講義を進める。	各犯罪の成立要件及び犯罪相互の関係について基礎的な知識を身につけ、事例にあてはめて自身の考えを明らかにできる。	◎		◎	◎	
LG3318	刑法各論 2		2	3	本講義は、刑法各論1に引き続いて、財産犯の後半部分(強盗罪以降)から放火罪、文書偽造罪等の社会的法益に對する罪、公務執行妨害罪等の国家的法益に對する罪までを扱う。理論的な問題に合わせて、重要判例を紹介しつつ講義を進める。	各犯罪の成立要件及び犯罪相互の関係について基礎的な知識を身につけ、事例にあてはめて自身の考えを明らかにできる。	◎		◎	◎	
LG3319	刑事訴訟法 1		2	3	犯罪が起ると、その事実を解明し、犯人に對して適切な刑罰を科すことが求められる。その一連の手続に關するルールを定めたものが「刑事訴訟法」である。本講義では、刑事手続の流れを順に概観し、特に捜査段階で生じる重要な問題について、取り扱う。	捜査手続のルールを正確に把握し、そこで生じる法的問題について、解決に向けて考える力を身につけること。	△	○	◎	◎	

法学部法学科 カリキュラムマップ

記号の意味
 ◎: 学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○: 学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △: 学修成果を上げるために履修することが求められる科目

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	法的知識の獲得		多面的な調査・分析能力		コミュニケーション能力	
		必修	選択			① 法学の基本科目を学習し、その基礎的知識を修得している	② 法学の応用発展科目を幅広く学習し、その基礎的知識を修得している	① 現代社会の法問題を考察するために必要な学説や判例などの法的資料の調査を行うことができる	② 現代社会の法問題を解決するために、多様な視点から法的分析を加えることができる		
LG3320	刑事訴訟法 2		2	3	犯罪が起ると、その事実を解明し、犯人に対して適切な刑罰を科すことが求められる。その一連の手続に関するルールを定めたものが「刑事訴訟法」である。本講義では、公訴・公判段階で生じる重要な問題について、取り扱う。	公訴・公判手続のルールを正確に把握し、そこで生じる法的問題について、解決に向けて考える力を身につけること。	△	○	◎	◎	
LG3321	刑事政策		2	3	本講義の前半部分では、わが国の犯罪状況を概観し、人が犯罪を犯す原因とは何かについて、取り扱う(犯罪学)。後半部分では、犯罪者を罰するのはなぜか、犯罪者をどのように処遇するのが適切かについて、取り扱う(刑事政策)。	わが国の犯罪状況および犯罪原因を把握し、犯罪対策の現状と課題を身につけること。	△	○	○	◎	
LG3322	刑法特講		2	3	本講義は、行政職公務員(県庁・市町村職員、国家公務員)を志望する者を対象とし、「刑法総論1・2」および「刑法各論1・2」の履修を前提に、刑法のより深い知見の修得と理解の定着を目標とする。履修することで公務員採用試験に必要な刑法に関する基礎的知識を体系的に身につけることができる。	行政職公務員(県庁・市町村職員、国家公務員)に合格するための、刑法知識・解答技能を習得する。	○	○	◎	△	△
LG3323	労働法 1		2	3	労働法の歴史と現行法体系を把握したうえで、労働者概念、労働契約の決定・変更、労働契約の成立、賃金、労働時間、休憩・休日・休暇など労働契約を中心としたテーマに関する判例・学説、近時の法改正について理解し、最新かつ正確な法知識を習得します。	労働問題を法的に捉え、分析・検討することにより、「あるべき解決策」を導き出す力を身につける。	△	◎	○	◎	
LG3324	労働法 2		2	3	労働法1に引き続き、人事異動、労働契約の終了など労働契約を中心とするテーマ、さらに非正規雇用や労災補償制度、高齢者雇用、障害者雇用など幅広いテーマに関する判例・学説、近時の法改正などについて理解し、最新かつ正確な法知識を習得します。	労働問題を法的に捉え、分析・検討することにより、「あるべき解決策」を導き出す力を身につける。	△	◎	○	◎	
LG3325	社会保障法		2	3	社会保障法体系及び理念を把握したうえで、傷病、失業、老齢、障害などのリスクに対応する個別の制度概要(医療保険、年金、雇用保険など)及び給付の仕組み、近時の法改正などについて理解し、最新かつ正確な知識を習得します。	社会保障法に関する基礎的な知識を習得するとともに、少子高齢化、人口減少社会における社会保障のあり方について考える力を身につける。	△	◎	○	◎	
LG3326	経済法		2	3	経済法という概念は広い概念であり、この中には様々な分野が考えられるが、本講義では、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)を中心として、その諸制度について概説する。	独占禁止法の基本構造を理解し、競争政策の重要性について知ることができる。	○	◎			
LG3327	知的財産法		2	3	本講義では、特許権や著作権をはじめとした各権利について、それぞれの保護対象・要件、取得手続、帰属、効力、侵害に対する救済方法、活用方法などの特色を概観します。また、権利化でなく行為規制によって保護される営業秘密なども重要性を増しているため、不正競争防止法を中心に扱います。実社会における実践的活用の能力向上のため、時間が許せば問題演習・解説を行います。	知的財産制度の基礎知識の体系的理解とともに、各自のキャリアパスに合わせて様々な局面での応用力の取得を目標とします。様々な種類の知的財産権を取得、活用したり、また他人の知的財産権を侵害するリスクを避けるために必要な知見も取得します。		○	◎	◎	△
LG3328	国際知的財産法		2	3	本講義では、知的財産権の国際的保護にかかわる代表的な国際法源の沿革、基本原則、現状や今後の方向性を扱います。また、国家間の国際的知的財産紛争の解決方法、知的財産権にかかわる私人間の国際的な紛争解決方法についても学習します。	知的財産権の国際的保護のための国際法源や関連する日本法についての基礎的知識の体系的理解と、国際的紛争への実務に必要な応用力を習得します。		○	◎	◎	△
LG3329	情報法		2	3	この講義は、憲法をベースにして、前半と後半でテーマを分けます。前半は、IT技術がそれほど関わらなくても成立する「アナログ情報法」です。以前から重要である表現の自由・知る権利・プライバシー権を中心に、メディア法や情報公開・個人情報保護といった、「ベーシックな情報法」を講義します。後半は、IT技術が大きく関わる「デジタル情報法」です。アナログ・デジタル情報法の意義と問題点を一緒に学びましょう。	アナログ情報法とデジタル情報法の意義と問題点を理解する。また、情報法と憲法の繋がりを理解する。	○	◎		△	
LG3330	環境法		2	3	この授業では、まず、理解しにくい環境法の全体像(環境問題にかかわる法の総体)について概説したうえで、次に、環境問題に関する歴史的経緯(公害問題から環境問題へ)、環境法の基本原則(持続可能な発展、予防原則、汚染者負担原則)、環境権について学習し、環境基本法をはじめとする、各種環境問題関連法について、詳しく学んでいきます。	左記の内容を学習することを通じて、環境問題を解決できる力(自らの問題解決力)を身につける。	○	◎		△	
LG3331	消費者法		2	3	この授業では、まず、消費者法の全体像について概説するとともに、消費者基本法における基本理念等について学習します。また、消費者関連特別法と民法、民訴法、行政法等との関係を考察し、さらに、消費者契約法など、個々の一般消費者法の内容等について学習します。次いで、個々の特別な消費者問題として、具体的消費者問題ごとに、特別消費者法の対応状況や裁判所の判決を考察します。	消費者法の全体像、民法、民訴法、行政法等との関係、個々の一般消費者法の内容等について理解することができる。	○	◎		△	
LG2310	現代法特論		2	2	昨今のニュース番組を見ると、国際問題、環境問題と様々な問題、課題が目につくことであろう。この授業では、そのような問題や課題を、法律をとおして総合的に理解をし、解決に向けた方法を考えていきます。	現代における様々な事象について自らが考え、課せられた問題を解決できるよう総合的に理解、判断することができる。	○	◎		△	
LG2311	国際法 1		2	2	本講義では、国家間の関係を規律する法としての国際法の特徴を、国際法の法源、国際法の主体、国家の基本的権利義務などの論点を通じて学修していく。講義のなかでは具体的な事例にふれながら、国際法の理論的体系と現代的課題について検討を行う。	国際関係のニュース報道などについて、法的な視点に基づいて自ら問題の背景を理解することができる。	◎	○	△	△	
LG2312	国際法 2		2	2	本講義では、海洋、人権・人道、環境、安全保障などに関する国際社会における外交的課題について、国際法の観点から学修していく。講義のなかでは具体的な事例にふれながら、国際紛争を法的に解決するための論理構成について検討を行う。	さまざまな国際問題に関する自らの意見を国際法的理解に基づいて構築できるようになる。	◎	○	△	△	
LG3332	国際機構法		2	3	本講義では、国際連合(国連)を中心とした国際機構が国際社会においていかなる役割を果たしているかについて、国際法の観点から学修していく。講義のなかでは具体的な事例にふれながら、国際機構を活用した多国間外交における現代的課題について検討を行う。	国際機構が国際社会において果たしている役割を法的な観点から理解し、説明することができる。	○	◎	△	△	
LG3333	国際私法		2	3	国際取引、国際結婚・離婚、国際養子縁組、国際不法行為、国際知的財産権など、国際的な私法生活関係を巡る法律問題が増加しています。本講義では、複数国にかかわりを有する、渉外的私法生活関係に適用されるべき法の決定過程や適用過程を扱います。	国際私法の意義、目的、性質、法源、沿革などを学ぶと同時に、国際私法の適用過程と独自の法技術を習得します。基礎的知識を体系的に理解するとともに、時間が許す限り具体的な渉外的な事例を扱い、国際私法を適用して解決するための応用力取得を目指します。		○	◎	◎	△
LG3334	国際取引法		2	3	国際間の取り決めや商習慣によって契約、売買、資金決済のプロセスを経て、そのビジネスをグローバルに展開しています。国際取引における契約・取引のプロセスと国家間の企業の紛争解決、国際ファイナンスを系統立てて、教科書に沿って学んでいきます。	国際取引法に興味を持ち、新聞やテレビの報道に触れても、国際商事の事件や事案を簡単に説明できるようになる。	△	○	△	◎	○

法学部法学科 カリキュラムマップ

記号の意味
 ◎: 学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○: 学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △: 学修成果を上げるために履修することが求められる科目

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	法的知識の獲得		多面的な調査・分析能力		コミュニケーション能力
		必修	選択				① 法学の基本科目を学習し、その基礎的知識を修得している	② 法学の応用発展科目を幅広く学習し、その基礎的知識を修得している	① 現代社会の法問題を考察するために必要な学説や判例など法的資料の調査を行うことができる	② 現代社会の法問題を解決するために、多様な視点から法的分析を加えることができる	
LG3335	法哲学		2	3	「法哲学」では、法学部生に相応しい仕方では国家や社会のあり方を捉える方向で講義をしたいと思っております。すなわち、主権という危なっかしい代物をわざわざ創り出し、法というこれまた扱いの面倒なものをを用いることでそれを公権力として使いこなす、というまどろっこしいやり方が、他に比べてよりよく私たちの自由や権利を保障するのに役立つ仕組みだとされ、大切にされてきたということ(いわゆる「近代法秩序」)、そのことの合理性を確かめるという方向です。	主権の確立、公私の区別が、自由や権利の実現に果たす役割の重要性などを理解できる。	○	◎			
LG3336	法社会学		2	3	本講義では、まず学問としての法社会学の歴史的文脈を踏まえた上で、現代日本における法と社会のあり方について、法学における理論と実践の相互参照を重視しながら、関連する時事問題等を取り上げ解説する。	現代日本における様々な法に関わる紛争について、その社会背景を理解する力を身に付けることを到達目標とする。	○	◎		△	
LG3337	外国法		2	3	本講義はイギリスにおける民事法および環境法を中心としながら、その他の国々の関連法制についても可能な限り幅広く学びます。本講義では「なぜその法が生まれたのか」を常に念頭に置きながら、なんらかの社会的要請または問題への応答としての法という文脈を読み解く力(リールマインド)を身につけることを目標としています。	本講義では、ある法制度が一体どのような社会的・歴史的背景から生じたのかを文脈的に理解する力を身につけることを目標とします。	○	◎		△	
LG2313	法律学特論		2	2	現代における様々な法律問題を、あらゆる視点から(たとえば賛成の立場、反対の立場)見つめることができるが、それをグループで討論を行うなどして、自らが問題提起をしたり、解決ができるような能力を身につけられることを目指します。	社会における様々な事柄を考え、法律やルールが、どのように関連づけられるのかを理解し、それを利用して解決することができる。	○	◎		△	
LG2314	比較政治学		2	2	比較政治学の基本的分析枠組み、および分析手法を修得することを目的として、比較政治学の諸理論、およびその動向について講義する。とりわけ国際社会に多様な形で存在する政治体制、政府形態、あるいは近年の政治変容を、世界の国々と私たちの暮らす日本とを比較検討しながら進めていく。	比較政治学の基本的分析枠組みを理解し、諸外国の多様な現実政治を複眼的な視点から実証的に分析することができる。	○	◎			△
LG2315	国際政治学		2	2	国際政治の歴史と理論について講義する。歴史編では、国際社会の誕生から今日に至る近現代の国際政治史を概観する。理論編では、二度の世界大戦を契機に確立された国際政治学の理論について、基本的アプローチとしてのリアリズムとリベラリズムを講義するとともに、その他の代表的諸理論を検討していく。	国際政治の歴史と理論の基本事項を理解し、現代国際政治の諸問題を自分なりに考察することができる。	○	◎			△
LG3338	行政学		2	3	多様な行政サービスを提供するなど、行政は私たちの生活に大きな影響を与えています。本講義では、できる限り実際の事例や問題を取り上げながら、行政の役割と活動、仕組みについて理解するとともに、行政を観察し、分析する学問である行政学の基礎理論を学びます。	行政に関する基礎知識および行政学の諸理論を理解し、行政学的観点から社会を読み解く力を身に付けること等を目標とします。	○	◎		△	
LG3339	政治外交特講		2	3	「政治学入門」および「国際政治学」の履修を前提に、政治学の理解の定着を図りつつ、私たちが取り巻く政治の真相を理解するために必要な応用力の涵養を図る。また、国家間の政治力学を見極めるために不可欠な国際政治理論の今日的展開を解説するとともに、国際政治の諸課題を事例として取り上げる。	政治学と国際政治学の基本を押さえたうえで、その分析枠組みを実際の政治現象の考察に応用することができる。	○	◎			△
LG2316	経済学		2	2	「マクロ経済学」は、一国や一地域の経済全体を分析対象とした学問である。本講義では、GDPや物価指数などマクロ経済の動きを見る上で不可欠な指標を理解し、それらが実際どのように動いているのかを学ぶ。	国全体の経済活動のメカニズムに関する基本的な知識を習得することができる。				△	
LG2317	経営学		2	2	本講義の内容については、経営活動の主体となる組織のなかの人間の行動について焦点をあてたものになります。つまり、組織を構成する従業員の行動や心理を「組織行動論」の観点から概念的に学びます。	講義内の概念を良く理解し、自らの周辺の組織の事柄や問題について論理的に説明できるようになること。				△	
LG3340	金融論		2	3	金融に関連するニュースは毎日のように新聞やテレビなどで報じられているが、それが私たちの生活にどのような影響を及ぼすのかを考えると、金融論の知識は理解を助ける一つの手がかりを提供してくれる。この講義を通じて経済現象の見方・考え方を学んでほしい。	金融に関する知識を習得し、日々の経済現象に対する理解を深める。				△	
LG3341	財政学		2	3	本講義では、「財政学」、「公共経済学」、および、「地方財政論」の入門的な内容について講義を行う。講義では、まず、「市場経済における政府の役割」について学習する。次に、「わが国の財政制度」、「財政の現状」、および、「戦後の財政運営」について学習する。さらに、「財政支出の経済効果」と「財政赤字の問題点」について学習した後、「財政の持続可能性と財政再建」について学習する。	受講生が「市場経済における政府の役割と限界」「わが国の財政制度」「財政の現状」等について理解する。				△	
LG3342	会計学		2	3	この講義の目的は、受講生諸君に会計学とはどのようなものであるかという基礎的な知識および技法を身に付けてもらうことにある。講義では主として、会計報告書を作成する手続である「簿記」について学習し、その知識をもとに、財務会計の基礎事項を学習する予定である。	簿記・会計について、入門分野の知識を理解することである。				△	
LG3343	社会保障論		2	3	本講義では、現在の我が国における医療保障、介護保障、所得保障、社会福祉などの社会保障制度の仕組みについて見るだけでなく、社会保障の理念、理論、歴史、そして国際的な状況にも関心を広げて、より広い視点から社会保障制度を知り、理解することを目指す。	我が国の社会保障制度の現状と課題を具体的に説明できる。なぜ社会保障制度が必要なのか説明できる。				△	
LG3344	キャリア実務1		2	3	卒業後の進路選択は、法学部における学修の締めくくりであるとともに、次の生活への跳躍台である。自分の個性や適性にあったキャリア選択を行えるように、夏季休暇を中心に実施される夏季のインターンシップ参加を目標に必要な事項を学ぶ。	就職活動において大多数の企業で課せられる筆記試験を突破できる学力をつけるとともに、夏季インターンシップ参加に必要な事項を身につけることができる。				△	◎
LG3345	キャリア実務2		2	3	卒業後の進路選択は、大学における学修の締めくくりであるとともに、次の生活への跳躍台である。自分の個性や適性にあったキャリア選択を行えるように、進路や就職先の業界や企業の研究を行い、自分の特徴をアピールする能力を添削などで養う。	ほとんどの企業で課せられる筆記試験を突破し、希望する業界や企業に対して自分をアピールする能力を身につけることができる。				△	◎
LG1301	国際理解1		4	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△
LG1302	国際理解2		4	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△
LG1303	国際理解3		4	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△
LG1304	国際理解4		4	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△

法学部法学科 カリキュラムマップ

記号の意味
 ◎: 学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○: 学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △: 学修成果を上げるために履修することが求められる科目

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	法的知識の獲得		多面的な調査・分析能力		コミュニケーション能力	
		必修	選択				① 法学の基本科目を学習し、その基礎的知識を修得している	② 法学の応用発展科目を幅広く学習し、その基礎的知識を修得している	① 現代社会の法問題を考察するために必要な学説や判例など法的資料の調査を行うことができる	② 現代社会の法問題を解決するために、多様な視点から法的分析を加えることができる	他者との議論を通じて、他者の意見を理解し、自らの法的な見解を述べることができる	
LG1305	国際理解 5		2	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△	
LG1306	国際理解 6		2	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△	
LG1307	国際理解 7		2	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△	
LG1308	国際理解 8		2	1	本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。	語学を中心とした研修やフィールド・トリップに参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。					△	
LG1309	法学実務 1		2	1	本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。	法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。	○	○				
LG1310	法学実務 2		2	1	本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。	法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。	○	○				
LG1311	法学実務 3		2	1	本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。	法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。	○	○				
LG1105	専門導入演習	2		1	受講者が身近に感じることのできる具体的な問題を取り上げて、教員が指定した文献を講読しながら、レジュメの作成、発表、質疑応答を行う。また、「基礎セミナー」の授業を通じて各自が関心を持ったテーマについて、法的な視点から自分の意見を交えつつ、レポートを作成する。	法学部の学生として、社会問題を法的な視点から考察する意識を高めることができる。	○				◎	
LG2105	専門基礎演習 1	2		2	1年生で培った知識、能力を基礎として、専門科目の講義で扱われた論点、判例等について受講者が自ら調べ内容を検討し、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などを行う。	専門科目の講義で扱われた論点・判例等について、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などを行うことができる。			○	○	◎	
LG2106	専門基礎演習 2	2		2	春学期に引き続き、1年生で培った知識、能力を基礎として、専門科目の講義で扱われた論点、判例等について受講者が自ら調べ内容を検討し、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などを行う。	専門科目の講義で扱われた論点・判例等について、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などを行うことができる。			○	○	◎	
LG3101	専門演習 1	4		3	現代社会にとって喫緊の課題が集約された事例を取り上げて、受講者の発表・討論を通じて問題発見能力、問題解決能力の涵養をはかりつつ、模擬裁判形式などを取り入れ、より高いレベルで論点を整理する。	より高いレベルで論点を整理し、問題解決方法を提示する能力を身に付けることができる。			○	○	◎	
LG4101	専門演習 2	4		4	受講者がこれまでに学修してきた特定の法律分野に関する知識、論点の中から、自らテーマを設定した上で、定期的な報告を行い、これに対する教員や受講者との質疑応答、討論を通じて、報告の構成、形式、内容を含め、より完成度の高い研究を行う。	特定の法律分野に関するテーマについて、定期的に教員や受講者との質疑応答・討論を通じて、報告することができる。			○	○	◎	
LG2318	リーガル・フィールドワーク		1	2	本講義は、法の果たす役割を社会の現場において見聞することにより、現代社会のいかなる場面でもいかなる法律がかかわっているかを体験的に理解するため、法律事務所における実務研修を行うものである。また、実務研修を有意義なものとするため、事前学習および事後学習を行う。	法の具体的な運用を体験的に理解すること、および卒業後の職業について明確なイメージをもつことができる。		△	◎	◎	◎	
AU1101	基礎セミナー (NGU教養スタンダード科目)	2		1	基礎セミナーでは、有意義な大学生活を送るために、名古屋学院大学とはどんな大学か、学部にはどんな先生がいるか、学内にはどんな施設がありどのように利用するかを知るとともに、学生生活を送るうえでの基本的な心構えを養います。特に、いずれ社会で活躍することが求められる大学生として、一般常識や仲間作り、時間管理や学習習慣の確立など、ソーシャル・スチューデントスキルと呼ばれる力を養います。また大学では、自分で調べ、考え、整理し、論理的に文章をまとめることが求められます。そこで、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などのアカデミック・スキルを身につけます。さらに、身近な課題を発見・解決するような学習(PBL)体験をします。	・大学と高等学校までの違いを理解できる。 ・大学生活における自己管理、学修を優先した時間管理ができる。 ・名古屋学院大学の建学の精神と歴史が理解できる。 ・名古屋学院大学の学生として自覚を持ち、キャンパスの中でのマナーを知り、実行できる。 ・名古屋学院大学が立地する地域(熱田区・瀬戸市)に関心を持つことができる。 ・大学で仲間づくりができる。 ・大学生としての学習スキルを身につけることができる。						◎